

令和6年度

わかよし

～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業

応募の手引き

《応募受付期間》

令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)

東みよし町企画課わかよし事業担当

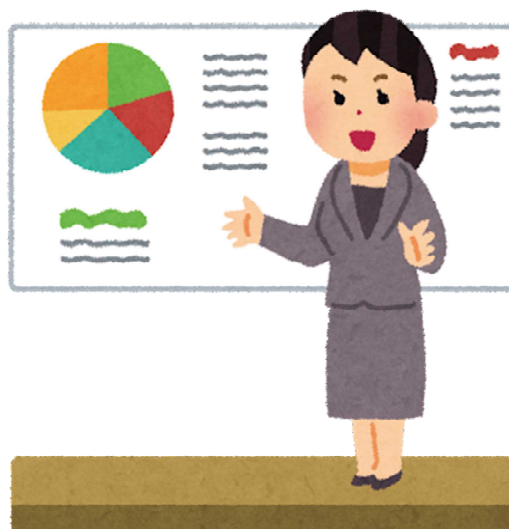
若者を中心に地域が盛り上がる

企画を募集するコンテスト「**わかよし**」

町として応援したい提案には・・・

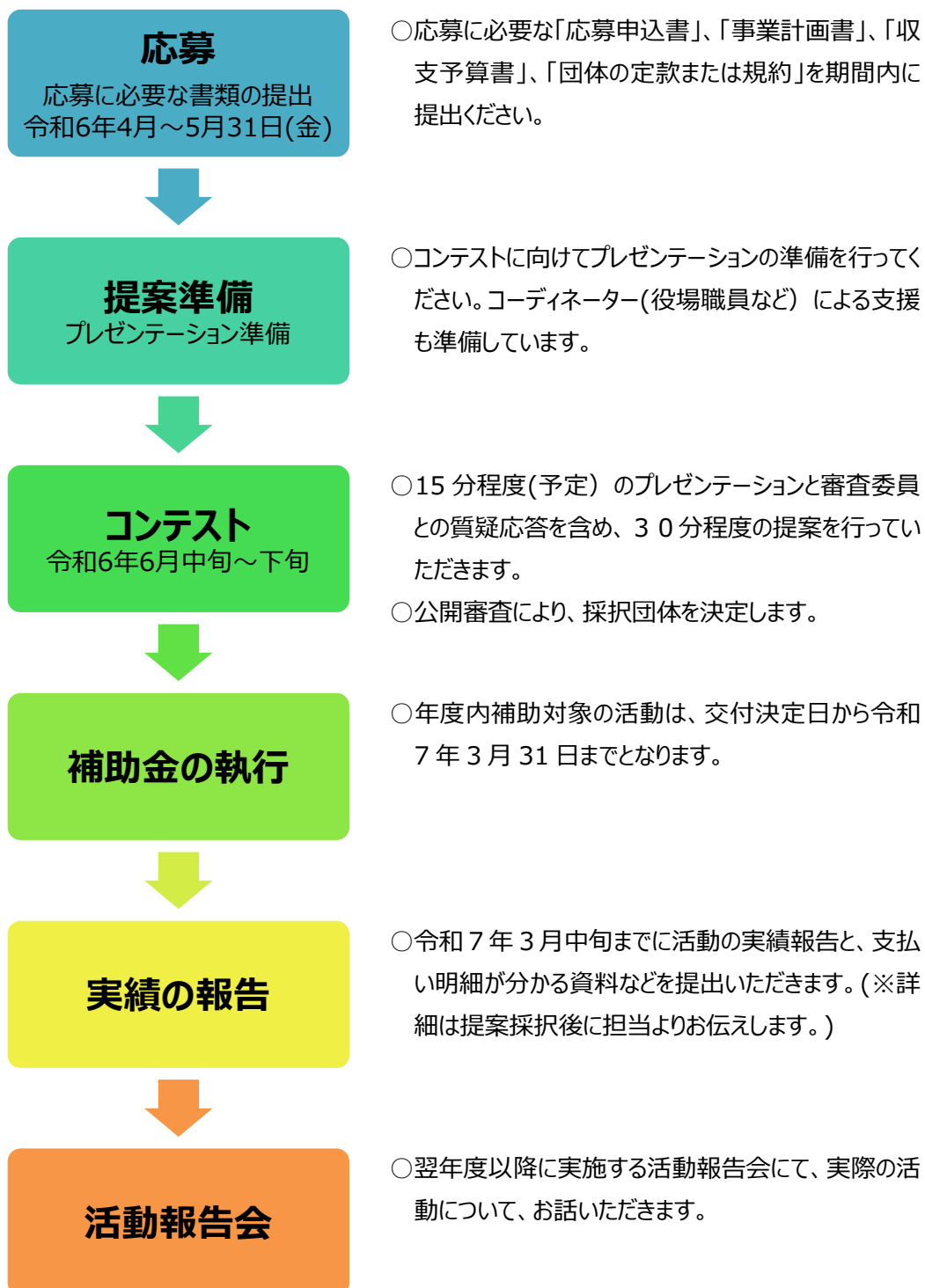
最大 **100万** 円補助します！

お友達と一緒に是非ご応募ください。



東みよし町に新風を呼ぶような、
斬新なアイデア、お待ちしております





★ 事業の目的

東みよし町における地域課題の解決と地域の魅力向上を実現するために、**若者が地域と協力しながら、新たな地域活性化事業の立ち上げ**に対して町が支援・助成を行う事業です。この事業を通じて、若者発信で、地域に愛され、持続的な、魅力ある、ユニークな、新しい取り組みが生まれ、若者から高齢者まで地域コミュニティの輪が広がることを目的としています。



★ 応募の要件

● 提案できる団体

町内に住所を有し、かつ応募時点で 49 歳以下の者が 3 人以上で構成されている団体

(任意団体可)とします。ただし、下記項目のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ・同一人物による複数の応募団体への登録があるもの
- ・同一団体からの複数の応募提案のあるもの
- ・法人格を有する団体(NPO 法人などの非営利法人を除く)
- ・営利事業を主目的とする団体
- ・政治又は宗教に関わる団体

● 対象となる提案

次の要件をすべて満たす提案とします。

- ・若者が主体となって地域を盛り上げる事業
- ・提案団体の既存活動以外の新しい取組みとなる事業(ただし、長年休止していた活動の復活なども含みます)
- ・将来への継続的展開が見込まれる事業
- ・地域課題の解決や地域の魅力向上に繋がる、町内で行われる公益性の高い事業
- ・当町の自然、文化又は歴史などの地域の魅力ある資源を活用している事業
- ・地域内外の人的交流が図られる事業

ただし、下記項目のいずれかに該当する提案は対象外となります。

- ・主たる効果が東みよし町外で生じるもの
- ・利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- ・特定の個人又は団体が利益を受ける事業に係るもの
- ・政治、宗教、選挙又は営利を目的とするもの
- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- ・その他町長が不適當であると認めたもの

★ 選考方法

補助金の対象となる提案を応募段階の提案書とコンテストのプレゼンテーションにより、選考します。選考は、学識経験者やまちづくり実践者などで構成される「わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業補助金審査委員会」が行います。

なお、選考過程の透明性、公開性を高め、公平性を確保するため、コンテストは公開で開催します。選考における審査基準は下記の通りです。

●審査基準

選考基準は下記項目について、各審査員がそれぞれ 100 点満点で審査します。

(1) 実行性【20 点】

本事業の趣旨を理解し、若者が中心となった活動を行っているか

(2) 計画性【20 点】

事業の実施に関して、適切な計画及び経費の算定ができているか

(3) 独自性【20 点】

アイデアに富んでおり、若い視点からの活動であるか

(4) 成長性【10 点】

継続可能であり、今後より良い形で活動可能なものか

(5) 社会性【10 点】

地域の課題やそれを取り巻く現状を把握し、解決に向けた活動であるか

(6) 波及効果【10 点】

地域の魅力向上や交流に繋がる活動であるか

(7) プレゼンテーション力【10 点】

魅力的かつ分かりやすい活動の説明ができたか

★ 支援内容

○提案の実現性を高めるため、提案準備段階で地域づくりに関わってきたコーディネーターによる支援メニューを用意しています。

○コンテストにおいて、**上限 100 万円**の範囲内で必要金額とプランを提案していただき、審査を通過した採択団体に対して、コンテストの選考結果を基に補助金を交付します。ただし、次に掲げる経費は補助対象外となります。

- ▶ 食糧費（ただし、軽微なものは除きます。軽微なものとは、スタッフ用のお弁当やお茶、お茶菓子等です。打ち上げの経費等には使用できません。事前に担当窓口にご相談ください。）
- ▶ 賞品及び景品
- ▶ 団体構成員に係る人件費・交通費
- ▶ 総事業費の 10%を超える額の消耗品費・事務費
- ▶ 団体の運営に要する経費（間接経費、整備した施設等の維持管理に要する費用）
- ▶ 事業に関連のない物品の購入

●補助対象期間

原則として、**補助金の交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日まで**に補助金を執行し、「実績報告書」と「事業報告書」、「収支決算書」、「補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収証等の写し)」、「事業の実施が確認できる資料」、「その他町長が必要と認める書類」を提出していただきます。詳細については、提案採択後に担当よりお伝えさせていただきます。

★ その他

- 助成された団体は翌年度以降に開催する活動報告会(交流会含む)での事例発表を必ず行っていただきます。
- コンテスト応募書類に付帯する著作権等一切の権利は、原則として東みよし町に帰属します。また、コンテストで採択された提案団体の提案書は、町のウェブサイト等で公開します。
- 本事業を活用した団体は、地域まちづくりや「わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業」の一層の発展にご協力ください。また、他の提案団体への助言、協力、各種イベントに参加し、東みよし町のまちづくりを盛り上げてください。
- 採択事業の実施に伴う広報・PR 活動について、町の HP 及び広報誌等を利用することができます。

★ 応募の手続き、担当窓口

●応募の受付

受付期間：令和 6 年 4 月 1 日(月)～**令和 6 年 5 月 31 日(金)まで**

応募書類に必要な事項をご記入のうえ、下記担当窓口まで直接持参または、郵送、メールにて応募ください。なるべく、メールによる電子データでご提出いただけますと幸いです。内容確認のため、担当者より連絡させていただくことがありますので、連絡先の記入を忘れずをお願いします。

●提出書類

- ・応募申込書(様式第 1 号・A4 判 2 ページ)
- ・事業計画書(様式第 2 号・A4 判 2 ページ)
- ・収支予算書(様式第 3 号・A4 判 1 ページ)
- ・団体の定款または規約
- ・その他の補足資料(A4 判 1 ページ)

※定款または規約について、既存のものがなく、お困りの場合はお問い合わせください。

※提出された応募書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。

※応募書類の作成や提出にかかる費用は、提案団体の負担となります。

●提出先（担当窓口）

東みよし町役場企画課 わかよし事業担当

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂 3360 番地

電 話 0883-82-6302

メ ー ル higashimiyoshi-iju@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

受付時間 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

（土・日・祝日及び年末年始の閉庁日を除く）

※ 事前登録について

●相談・事前登録を受け付けています

- ・事前登録は募集期間前に、提案内容の熟度を高める制度です。
- ・事前登録された団体は、役場職員またはコーディネーターが出張し、①アイデアのまとめ方、②応募書類の書き方、③採択・活動実現に向けたアドバイスを受けることができます。

※相談・事前登録については上記、担当窓口までお問合せください。

※メールでのお問い合わせの場合は、件名を「わかよし事前登録について」とし、連絡先の氏名、電話番号を記入してください。

★ 各種様式のダウンロードについて

東みよし町のホームページからダウンロードいただけます。また、役場の担当窓口でも各種様式の案内しておりますので、不明な点についてご相談ください。

★ Q&A

【応募】

Q. 1グループで複数応募することはできますか？

A. 同一グループによる複数の応募はできません。ただし、1つの応募の中に、複数のアイデアを詰め込んだ提案をすることは可能です。

Q. 整備場所や提案金額を具体的に特定しなくても提案することはできますか？

A. 応募書類段階では可能ですが、審査員は事業を適切に実施できる能力があるかをチェックしているので、少なくともコンテスト当日に説明できる必要があります。

Q. 代表者や構成員について、町外在住者や50歳以上の人でも応募できますか？

A. 可能です。対象団体について、町内に住所を有し、かつ応募時点で49歳以下の者が3人以上で構成されている団体であること以外は応募要件はありません。ただし、応募自体は可能ですが、代表者や構成員の内訳についても採点基準に含まれています。

Q. 法人は応募できますか？

A. NPO 法人など、非営利法人のみ可能です。ただし、非営利法人で応募の際は、「提案グループ名」に法人名を記載のうえ、実際に活動される個人を代表者・構成員とし、応募要件を満たす必要があります。

Q. アイデアがまとまっていなくても応募することは可能ですか？

A. 可能ですが、応募書類も審査対象となるため、応募期間開始後であっても、先に「事前登録申込書(必要な方はお問い合わせください)」を提出していただくことを推奨しています。事前登録が完了した団体には、応募の準備をサポートするコーディネーターを派遣し、お手伝いさせていただきます。

Q. 他の補助金・助成金の交付を受けていても応募できますか？

A. 本事業の補助金と明確に区分できていれば構いません。ただし、他の補助金・助成金の交付を受けている、受ける予定がある場合は、応募の際にご相談ください。

Q. 18 歳未満でも応募することは可能ですか？

A. 可能ですが、代表者もしくは連絡責任者には 18 歳以上の成人の方を選任するようにしてください。18 歳未満の構成員だけの応募は受付できません。18 歳未満の方を中心とする団体については、応募段階であらかじめご相談いただけると幸いです。

【応募書類】

Q. 応募用紙の記入はパソコンを使わなければいけませんか？

A. パソコンに限らず、手書きでも結構です。ただし、審査員が選考の参考書類として用いるため、読みやすい字で丁寧に記入ください。

Q. 応募用紙の記入欄が足りない場合はページ数を増やせますか？

A. 公平な審査を行うために、**応募申込書と事業計画書のページ数は増やせません**。また、文字サイズを **10.5 ポイント** 以上（手書きの場合は、相当の大きさ）にしてください。フォントは問いません。ただし、**収支予算書については費用項目が足りない場合は追加いただいて大丈夫**です。

Q. 既存の定款・規約がない場合はどうすれば良いですか？

A. 担当窓口までお問い合わせください。規約を新しく作成いただくためのフォーマット提供など、規約作成をサポートさせていただきます。

Q. 応募書類提出締切後、計画の変更があった場合、応募書類の差し替えはできますか？

A. 応募書類の差し替えはできません。計画を変更した場合は、コンテストの発表で説明していただきます。

Q. グループ会報や活動の新聞記事などを、応募書類と一緒に提出してもよいですか？

A. 応募書類には、その他の資料として A 4 判 1 ページまで添付することができますので、そちらに添付ください。A 4 判 1 ページを超える資料を提出することはできません。

【コンテスト】

Q. 応募書類の様式はどこで入手できますか？

A. 東みよし町役場のホームページから入手できます。または、担当窓口(企画課)へお問い合わせください。

Q. 発表はどのように行いますか？

A. 発表方法は自由です。パワーポイント等 PC を使用することができ、会場にあるディスプレイに映像を映すことができます。また、配布資料やイメージ図、模型などを持ち込むことは可能です。

Q. コンテストの発表者は何名まで可能ですか？

A. 応募団体について、コンテストでの発表者は 3 名まで登壇いただけます。どなたかが登壇されるかの制限はありませんが、コンテストの趣旨としては、町内の若者が主体的に活躍される場となることを期待しています。

Q. コンテストの会場には応援者や傍聴者も入れますか？

A. 応援者及び傍聴者については、どなたでも会場に入れます。ただし、応援者の方については節度ある参観をお願いします。また、翌年度以降の応募を検討されている方も会場の雰囲気を知るために、ぜひ気軽にお越しください。

Q. コンテストで提案が採択されない基準は何ですか？

A. コンテストで審査結果の上位から予算の範囲内で採択団体を決定していきます。そのため、予算を超える提案は不採択となります。また、審査員の平均点が 6 割以下の提案についても予算関係なく、不採択となります。

Q. コンテストの結果は教えてもらえますか？

A. 選考についてはコンテストの場で行い、結果については町の HP 等で、各応募団体の得点結果と採択・不採択について後日発表します。また、応募団体の皆様には結果が HP 等で公開されたことの周知連絡を行う予定です。

【補助金】

Q. 補助金での物品や役務の調達は、どの業者でもかまいませんか？

A. 補助金の使用にあたっては、「東みよし町中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、町内の中

小企業から物品及び役務の調達を行ってください。なお、町内中小企業からの調達が困難な場合は、事前にご相談ください。

東みよし町中小企業振興基本条例 第4条第3号

町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

Q. 補助金の交付先となる団体の通帳がない場合はどのようにすれば良いですか？

A. 可能な限り、応募団体の通帳を作成してください。規約の作成と同様に、通帳の作成についてお困りの場合も担当窓口までお問い合わせください。通帳作成に必要な情報など、サポートさせていただきます。

Q. 補助金で購入した備品の処分はできますか？

A. 目的外の使用や処分については、町に相談のうえ実施してください。基本的には適切に5年間は活用いただくようお願いしています。万一、許可なく財産処分した場合には補助金の返還を求める場合があります。

Q. 補助金をもとに収入が発生する事業をすることは可能ですか？

A. 活動の維持に必要な運営費を得るための事業は可能です。ただし、個人の利益ではなく、地域活性化を目的とした事業であることが大前提です。

Q. 補助金を活動後の懇親会の飲食費などにあてることはできますか？

A. 本事業の趣旨に沿った活動に対してのみ補助対象となるため、関係者間で費消する経費にあてることはできません。

Q. 補助金の交付申請額は全額交付されるのですか？

A. コンテストで、提案における金額の妥当性について審査を行います。提案が採択され、交付額が決定された後は事業の変更や中止がある場合を除き、全額交付されます。

Q. 補助金はいつ支払われますか？

A. 原則として事業の完了後になります。ただし、原材料を購入し労力を住民等が負担して行う場合、工事等で費用の一部を完成前に支払うことが必要となる場合などは、前払いすることができます。

【その他】

Q. コンテストに関して、何か外部向けに情報発信されますか？

A. コンテスト当日と翌年度以降に計画している活動報告会の様子について、ケーブル放送や町公

式の Youtube、Instagram 等の SNS を通じて情報発信していく予定としています。

Q. 参考になる事例や情報はありますか？

A. 本事業は神奈川県横浜市の「ヨコハマ市民まち普請事業」をモデルに、東みよし町に合う形にリデザインした事業となっているため、参考となる点が豊富です。ヨコハマ市民まち普請事業の過去の提案と整備内容については下記リンクよりご覧いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/machibushin/teian_seibi_list/

皆様へのお願い

わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業は、若者を中心に町全体が活気づくことを期待して開催する東みよし町の独自事業となっています。特に今回は参考事例の少ない中で、初めて実施する事業のため、至らない点も多いかと思いますが、応募いただく団体の皆様や関わっていただける協力者の皆様と一緒に東みよし町にとって価値ある、有意義なものにしていきたいと考えておりますので、本事業を温かく応援していただけますよう、よろしくお願いいたします。

わかよし事業 担当